

第**245**期

定時株主総会招集ご通知



十六銀行

証券コード：8356

開催情報

日時 2020年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始 9時30分）

場所 岐阜市神田町8丁目26番地
十六銀行本店3階会議室

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

郵送またはインターネット等により議決権を行使くださいようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2020年6月18日（木曜日）午後5時15分まで



本年は、ご出席株主さまへのお土産の配布を取りやめさせていただきます。

何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染回避のため株主総会へのご来場の自粛をご検討ください。

株主のみなさまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当行第245期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、一言ご挨拶申しあげます。

このたびの新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けられたみなさまに、心からお見舞い申しあげます。また、医療関係者のみなさまをはじめ、感染症拡大防止のために日々ご尽力されているみなさまに、深く感謝申しあげます。

今般の新型コロナウイルス感染症拡大などを契機に、社会全体が大きく変貌していくなか、当行はグループの総合力を結集し、創立150周年に向けた長期ビジョン「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」のもと、地域のみなさまとともに価値ある未来を創造してまいる所存でございます。

今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2020年5月

取締役頭取 村瀬 幸雄



目次

■ 株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	6
添付書類	
■ 事業報告	16

■ 計算書類	36
■ 連結計算書類	38
■ 監査報告書	40

招 集 ご 通 知

証券コード8356
2020年5月29日

株主のみなさまへ

岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社 十 六 銀 行
取締役頭取 村 瀬 幸 雄

第245期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第245期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができます。お手数ながら「株主総会参考書類」（6頁～15頁）をご検討くださいまして、「議決権行使についてのご案内」（3頁～5頁）に沿って議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月19日（金曜日） 午前10時
2. 場 所	岐阜市神田町8丁目26番地 十六銀行本店3階会議室

■ 報告事項

- 第245期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告および計算書類報告の件
- 第245期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件

3. 目的事項

■ 決議事項

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

- 本年は、ご出席株主さまへのお土産の配布、飲食物のご提供は取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 多くの株主さまが集まれる株主総会は新型コロナウイルス集団感染のリスクがあります。感染回避のため、事前に郵送、インターネットにて議決権を行使いただき、総会へのご来場につきましては自粛をご検討ください。
- 株主総会の議事は例年よりも短時間で行う予定でございますので、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。
- 株主総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用など感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

インターネットによる開示について

下記の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「業務の適正を確保する体制」、「業務の適正を確保する体制の運用状況の概要」、「特定完全子会社に関する事項」、「親会社等との間の取引に関する事項」および「会計参与に関する事項」
- ②計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
- ③連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

当行ホームページ

<https://www.juroku.co.jp/>

監査役が監査した事業報告、計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の事業報告、計算書類および連結計算書類のほか、上記①から③までの事項となります。

会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本招集ご通知に添付の計算書類および連結計算書類のほか、上記②および③の事項となります。

株主総会へのご出席にあたって

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。なお、介添が必要な場合には、事前にご連絡（☎0120-300-716）くださればご相談させていただきます。
- 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<https://www.juroku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、株主のみなさまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月19日(金)
午前10時

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2020年6月18日(木)
午後5時15分到着

インターネット



当行指定の議決権行使サイト

▶ <https://evote.tr.mufg.jp/>

にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月18日(木)
午後5時15分まで

▶ 詳細は次ページ以降をご覧ください

電磁的方法（インターネット等）による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォン、携帯電話から、当行の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



当行指定の議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>

▶ アクセス手順は次ページをご覧ください

QRコード読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話をご利用の場合は、右記QRコードを利用してアクセスすることも可能です。



議決権
行使期限

2020年6月18日（木）午後5時15分まで

！ ご注意

- お送りいたしました議決権行使書記載の「仮パスワード」は、ご行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので大切に保管願います。万一パスワードを忘れたり、紛失された場合には、インターネットによる議決権行使およびすでに行使された内容の変更ができなくなりますのでご注意ください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- インターネットによる議決権行使は、ファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ご不明な点につきましては、ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行  0120-173-027）へお問い合わせください。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



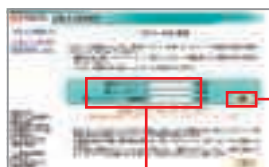
「次の画面へ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」・「仮パスワード」をご入力ください。



ログインID、仮パスワードを入力し、「ログイン」をクリック

- 3 仮パスワードによるログインの際には、自動的にパスワード変更手続き画面になりますので、株主さま任意のパスワードに変更してください。



新しいパスワードを入力し、「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID・パスワード不要！

- 1 お手持ちのスマートフォン等にて、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードでの議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

インターネットによる議決権行使について、
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

（受付時間 9：00～21：00 通話料無料）

【機関投資家のみなさまへ】

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、上記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1 期末配当に関する事項

当行は金融取引を巡るリスクが多様化する中であって財務体質の一層の向上に留意しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当期の親会社株主に帰属する当期純利益が128億円となり、2020年3月期までの第14次中期経営計画における利益目標が達成されたことから、株主のみなさまの日頃のご支援にお応えするため、特別配当10円を含めて、次のとおりとしたいと存じます。

なお、当期の中間配当金につきましては、1株につき35円をお支払いいたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき80円となります。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額

当行普通株式1株につき金45円（特別配当10円を含みます）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、1,681,580,700円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月22日といたしたいと存じます。

2 その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保金につきましては、強固な経営体質の構築と競争力の維持向上をはかるため、繰越利益剰余金から別途積立金に積み立てるものであります。

1 増加する剰余金の項目
およびその額

別途積立金	10,000,000,000円
-------	-----------------

2 減少する剰余金の項目
およびその額

繰越利益剰余金	10,000,000,000円
---------	-----------------

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号		氏名	現在の当行における地位等	取締役会への出席状況
1	再 任	むら せ ゆき お 村 瀬 幸 雄	取締役頭取	11/11回
2	再 任	いけ だ なお き 池 田 直 樹	取締役副頭取	11/11回
3	再 任	ひろ せ きみ お 廣 瀬 公 雄	取締役常務執行役員	11/11回
4	再 任	しら き ゆき やす 白 木 幸 泰	取締役常務執行役員 営業統括本部長	11/11回
5	再 任	いし ぐろ あき ひで 石 黒 明 秀	取締役執行役員 経営企画部長	11/11回
6	再 任	み しま しん 三 島 真	取締役執行役員 事務部長	9/9回
7	再 任	く め ゆう じ 久 米 雄 二	社外取締役 独立役員	11/11回
8	再 任	あさ の き く お 浅 野 紀久男	社外取締役 独立役員	9/9回
9	新 任	い とう さと こ 伊 藤 聡 子	社外取締役候補者 独立役員（予定）	—



生年月日
1956年12月23日

所有する当行の株式の数
10,600株

1

再任

むら せ ゆき お
村 瀬 幸 雄

取締役会への出席状況

11/11回

略歴

1979年 4 月 当行入行
1993年 6 月 同 香港支店長
1994年 2 月 同 名古屋駅前支店長
1998年 4 月 同 人事部長
2004年 6 月 同 常務取締役
2009年 6 月 同 専務取締役
2013年 9 月 同 取締役頭取（現任）
（代表取締役）

重要な兼職の状況

岐阜商工会議所会頭

取締役候補者とした理由

取締役頭取として、経営の重要事項の決定および各取締役の職務執行の状況に対する監督などにおいて適切かつ確な役割を果たしてきており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

特別の利害関係

村瀬幸雄と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日
1957年4月4日

所有する当行の株式の数
3,900株

2

再任

いけ だ なお き
池 田 直 樹

取締役会への出席状況

11/11回

略歴

1980年 4 月 当行入行
2005年 4 月 同 高山支店長
2008年 6 月 同 取締役名古屋支店長
2012年 4 月 同 取締役名古屋営業部長
2013年 6 月 同 常務取締役事務部長
2013年 9 月 同 常務取締役
2014年 6 月 同 取締役副頭取（現任）
（代表取締役）
（秘書室・経営管理部 担当）

取締役候補者とした理由

取締役副頭取として、頭取を補佐し、経営の重要事項の決定および各取締役の職務執行の状況に対する監督などにおいて適切かつ確な役割を果たしてきており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

特別の利害関係

池田直樹と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日

1959年2月15日

所有する当行の株式の数

1,024株

3

再任

ひろ せ きみ お
廣瀬 公雄

取締役会への出席状況

11/11回

略歴

1982年 4月 当行入行
 2008年 4月 同 高富支店長
 2010年 4月 同 コンプライアンス統括部長
 2011年 9月 同 執行役員コンプライアンス統括部長
 2013年 6月 同 取締役名古屋営業部長
 2014年 6月 同 取締役本店営業部長
 2016年 6月 同 取締役常務執行役員（現任）
 （リスク管理部、企業支援部、事務部、監査部 担当）

取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として事務システム業務、審査業務およびリスク管理業務等の統括に当たってきたほか、主要営業店長を歴任してきており、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

特別の利害関係

廣瀬公雄と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日

1963年1月7日

所有する当行の株式の数

961株

4

再任

しろ き ゆき やす
白木 幸泰

取締役会への出席状況

11/11回

略歴

1985年 4月 当行入行
 2010年 4月 同 羽島支店長
 2012年 3月 同 各務原支店長
 2014年 6月 同 執行役員一宮支店長
 2016年 6月 同 常務執行役員愛知営業本部長
 2017年 6月 同 取締役常務執行役員
 愛知営業本部長
 兼営業統括副本部長
 2019年 4月 同 取締役常務執行役員
 営業統括本部長（現任）
 （営業統括本部、個人営業部、法人営業部、公務営業部、愛知営業本部 担当）

取締役候補者とした理由

取締役常務執行役員として営業部門、法人業務および個人業務等の統括に当たってきたほか、主要営業店長を歴任しており、銀行の業務経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

特別の利害関係

白木幸泰と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日
1963年9月19日
所有する当行の株式の数
1,011株

5

再任

いし ぐろ あき ひで
石 黒 明 秀

取締役会への出席状況

11/11回

略歴

1987年 4 月 当行入行
2009年 6 月 同 東海支店長
2011年10月 同 人事部課長
2014年 4 月 同 人事部副部長
2016年 6 月 同 経営管理部長
2017年 6 月 同 執行役員経営管理部長
2018年 6 月 同 取締役執行役員経営管理部長
2019年 6 月 同 取締役執行役員経営企画部長（現任）

取締役候補者とした理由

取締役執行役員経営企画部長として経営企画業務の統括に当たってきたほか、人事関連業務、総務関連業務、営業店業務の経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

特別の利害関係

石黒明秀と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日
1964年7月20日
所有する当行の株式の数
577株

6

再任

み しん
三 島 真

取締役会への出席状況

9/9回

略歴

1987年 4 月 当行入行
2010年 1 月 同 リスク統括部課長
2015年10月 同 蘇原支店長
2017年 6 月 同 リスク管理部長
2018年 6 月 同 執行役員リスク管理部長
兼マネー・ローンダリング対策室長
2019年 1 月 同 執行役員リスク管理部長
2019年 6 月 同 取締役執行役員リスク管理部長
2019年11月 同 取締役執行役員事務部長（現任）

取締役候補者とした理由

取締役執行役員事務部長として事務システム業務の統括に当たってきたほか、各種リスク管理業務、営業店業務の経験も豊富であり、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有しているため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

特別の利害関係

三島真と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日

1949年7月14日

所有する当行の株式の数

0株

7

再任
社外取締役
独立役員く め ゆう じ
久 米 雄 二

取締役会への出席状況

11/11回

■ 略歴

1972年 4 月 中部電力入社
2001年 7 月 同 支配人岡崎支店長
2003年 6 月 同 取締役販売本部大口営業部長
2005年 6 月 同 取締役執行役員販売本部
法人営業部長
2006年 6 月 同 常務取締役執行役員販売本部長
2007年 6 月 同 取締役専務執行役員販売本部長
2009年 6 月 同 取締役電気事業連合会出向
(専務理事)
2013年 6 月 同 参与電気事業連合会出向
(専務理事)
2014年 6 月 株式会社トーエネック代表取締役社長
2017年 6 月 同 相談役 (現任)
2018年 6 月 当行取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

株式会社トーエネック 相談役
株式会社名古屋証券取引所 社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由

民間企業で経営者を務めるなど、経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営上有用な意見・助言が期待できるため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

久米雄二氏と当行との間に特別の利害関係はありません。
取締役候補者久米雄二氏が相談役を務める株式会社トーエネックは、当行と経常的な取引を行っています。

(注) 久米雄二氏は、現在当行の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。



生年月日

1959年2月13日

所有する当行の株式の数

0株

8

再任
社外取締役
独立役員あさ の き く お
浅 野 紀 久 男

取締役会への出席状況

9/9回

■ 略歴

1982年 4 月 明治生命保険相互会社入社
2005年 4 月 明治安田生命保険相互会社
収益管理部長
2012年 4 月 同 執行役収益管理部長
2013年 4 月 同 執行役
2013年 7 月 同 常務執行役
2015年 4 月 同 専務執行役
2017年 4 月 明治安田ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長 (現任)
2019年 6 月 当行取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

明治安田ビルマネジメント株式会社
代表取締役社長

■ 社外取締役候補者とした理由

明治安田生命保険相互会社で専務執行役を務めるなど、金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営上有用な意見・助言が期待できるため、当行取締役として適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としております。

■ 特別の利害関係

浅野紀久男氏と当行との間に特別の利害関係はありません。

(注) 浅野紀久男氏は、現在当行の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。



生年月日
1967年7月3日

所有する当行の株式の数
0株

9

新任

社外取締役

独立役員 (予定)

い
伊

とう
藤

さと
聡

こ
子

取締役会への出席状況

—

略歴

- 1989年10月 報道・情報番組キャスターとして活動開始
- 2010年 4 月 事業創造大学院大学客員教授（現任）
- 2015年 4 月 新潟大学非常勤講師（現任）

重要な兼職の状況

積水樹脂株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由

情報報道番組のキャスターや大学教授を務め、特に環境やエネルギー、地方創生などの分野において、豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営上有用な意見・助言が期待できるため、当行取締役として適任であると判断し、社外取締役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外取締役としてその職務を適切に遂行できると判断しております。

特別の利害関係

伊藤聡子氏と当行との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 久米雄二氏、浅野紀久男氏および伊藤聡子氏は、15ページ記載の当行の「独立性判断基準」を満たした社外取締役候補者であります。また、各氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 久米雄二氏が2017年6月まで代表取締役社長を務めた株式会社トーエネックは、2016年5月に、許可を受けていない建設業者と軽微基準を超える下請契約を締結したとして、国土交通省中部地方整備局より監督処分（営業停止処分）を受けております。また、2016年11月には、太陽光発電設備工事の作業中に発生した労働災害に関し、同局より監督処分（指示処分）を受けております。
3. 当行は、社外取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外取締役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
- 社外取締役候補者であります久米雄二氏および浅野紀久男氏は、当行との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しておりますが、本総会において両氏が再任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。また、伊藤聡子氏の選任が承認された場合、当行は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役岩田浩二氏、河野英雄氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



生年月日

1964年4月21日

所有する当行の株式の数

500株

1

新任

うち が しま しゅん すけ
内ヶ島 俊 介

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

略歴

1987年4月 当行入行
2013年6月 同 市場国際部課長
2016年6月 同 市場証券部長
2019年4月 同 監査部長（現任）

監査役候補者とした理由

監査業務、市場業務及び国際業務を長く経験するなど、銀行の中枢業務の経験を有しており、取締役の職務遂行の適法性等に関する監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できるため、当行監査役として適任と判断し、監査役候補者としております。

特別の利害関係

内ヶ島俊介と当行との間に特別の利害関係はありません。



生年月日

1965年1月20日

所有する当行の株式の数

0株

2

新任

社外監査役

独立役員（予定）

よし かわ たく お
吉 川 拓 雄

取締役会への出席状況

—

監査役会への出席状況

—

略歴

1987年4月 名古屋鉄道株式会社 入社
2012年7月 同 財務部主計担当部長
兼資金担当部長
2015年6月 同 取締役
2015年7月 同 鉄道事業本部副本部長
兼営業部長
2016年6月 同 人事部長（現任）
2018年6月 同 常務取締役
2019年6月 同 取締役常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

名古屋鉄道株式会社 取締役常務執行役員

社外監査役候補者とした理由

民間企業にて財務や人事など経営の中枢業務に精通するなど、豊富な経験と幅広い見識を有しており、取締役の職務執行の適法性等に関する監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できるため、当行監査役として適任と判断し、社外監査役候補者としております。

特別の利害関係

吉川拓雄氏と当行との間に特別の利害関係はありません。
監査役候補者吉川拓雄氏が取締役常務執行役員を務める名古屋鉄道株式会社は、当行と経常的な取引を行っています。

- (注) 1. 吉川拓雄氏は、15ページ記載の当行の「独立性判断基準」を満たした社外監査役候補者であります。
また、同氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
2. 当行は、社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において社外監査役との間で損害賠償責任を法令が規定する限度額で限定する契約を締結できる旨を定めております。
- 当行の社外監査役は、当行との間で会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しております。本総会において吉川拓雄氏の選任が承認された場合は、当行は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

【 独立性判断基準 】

当行は、社外取締役および社外監査役の独立性の判断基準として、当行が上場する金融商品取引所の定める「独立性基準」に加えて、以下の基準を定める。

1. 次のいずれかに該当する者は、独立性の要件を満たしていない者とする。
 - (1) 当行に対する売上高が直近事業年度の連結売上高の2%以上となる者
 - (2) 当行が取引先に対する最上位の与信供与先であり、かつ仮に当該融資を直ちに回収した場合に事業の継続に深刻な影響を及ぼすなど、当行の融資方針の変更により甚大な影響を与える者
 - (3) 当行の総株主の議決権数に対する所有議決権数の割合が5%を超える者
 - (4) 当行から過去3年平均で年間1千万円以上の金銭その他の財産を役員報酬以外に受領した者
2. 前項の規定にかかわらず、他の合理的な理由を含めて総合的に判断した結果、実質的に独立性があると判断される場合には、独立性を認めることができる。
3. 第1項の「者」が法人等である場合には、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する当該法人等の業務執行者をいう。

以 上

十六銀行の取り組み

第15次中期経営計画を策定

当行は、2017年4月より「第14次中期経営計画All For Your Smileここにひびくサービスを～2nd Stage～」に基づき、営業変革と業務改革に取り組み、着実に成果を上げ目標を達成いたしました。

2020年4月より「第15次中期経営計画～未来へつなぐエンゲージメント～」を新たに策定いたしました。

第15次中期経営計画

計画期間：2020年4月～2023年3月

長期ビジョン

ともに地域の未来を創造し、
ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ



未来へつなぐ エンゲージメント

Engagement
to the future

■ 計数目標	2022年度
当期純利益 (連結)	120億円
修正OHR (単体)	67%台
■ 長期的に目指す指標	
ROE (連結)	5%以上
自己資本比率 (連結)	10%以上



グループ多角化戦略

■ 2020年4月 十六ＴＴ証券が名古屋営業所を設置しました!!

当行は、東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社（以下、「東海東京ＦＨ」といいます。）と2018年3月に包括的業務提携について基本合意し、東海地域を地盤とする両社が営業基盤の強化をはかるとともに、地域貢献に資する取り組みを推進しています。

2019年6月には、当行：60%、東海東京ＦＨ：40%出資にて、十六銀行グループに新しく誕生した証券会社「十六ＴＴ証券株式会社」が岐阜県内4店舗にて営業を開始しました。

十六ＴＴ証券は、地域のお客さまの多様化・高度化するご相談にお応えし、徐々に地域に根差した証券会社として存在感を発揮してまいりました。かかるなか、愛知県内のお客さまから十六ＴＴ証券での資産運用のご要望が多く寄せられてきたため、そのニーズにお応えすべく、2020年4月に愛知県内における初の営業拠点となる本店営業部名古屋営業所を設置しました。

名古屋営業所は、当行名古屋ビル内の資産運用・資産承継に関するコンサルティング専門店舗「当行PLAZA JUROKU名古屋支店」と同一フロアに併設し、当行大垣支店に次ぐ銀・証連携拠点となります。

今後も当行グループが一体となって、銀行業と証券業にとどまらない付加価値の高いサービスを提供し、当行グループの機能強化とブランド力・収益力向上をはかります。



開業時	2020年3月時点
約1万口座	約1万3千口座
預り資産 約1,000億円	約1,030億円



デジタル戦略

■ 2019年12月 スマートフォン専用アプリ Wallet+デビュー!!

※Wallet+は、iBankマーケティング株式会社（以下、iBank社）が展開するスマートフォンアプリです。



当行がこれまで進めてきたデジタル戦略に、新たなFinTechサービス「Wallet+」が加わり、既存の銀行サービスに捉われない新しいマネーサービスを提供しています。20代から40代を中心とした当行のお客さまの利用者は順調に増加し、ダウンロード件数は2020年3月末現在、3万件を超えております。

今後も、iBank社ならびにiBank事業に参画した連携銀行とともに地域金融機関ならではのより良いサービス提供をめざし、Wallet+の魅力を高めてまいります。

十六銀行のSDGs宣言

十六銀行グループ SDGs宣言



十六銀行グループは、明治時代から受け継がれる「其の本栄えて末栄える」の精神に則り、グループ全体でSDGsの推進に取り組むことで、地域の未来を創造することに貢献し、ともに持続的な社会の実現を目指してまいります。

SDGsへのアプローチ



地域経済の活性化と持続的な成長

地域経済の活性化のため、多様なソリューションの提供を通じてお客さまと共通価値の創造をはかり、ともに持続的な成長を目指します。



一人ひとりの活躍支援

職員一人ひとりが多様な活躍ができ、働きがいのある環境を整備します。



環境問題と地球温暖化への対応

十六銀行グループ「環境方針」に基づき、事業活動を通じて環境問題に誠実に取り組むことで、持続可能な社会の形成に貢献します。



グループガバナンスの高度化

グループガバナンスの高度化と、コンプライアンス体制の強化により、平和で公正な社会に向けて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に努めます。



1 当行の現況に関する事項

① 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、岐阜県、愛知県を主要な営業基盤とする総合金融グループの中核企業として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っております。また、投資信託・保険等の窓口販売業務、金融商品仲介業務のほか、ビジネスマッチング、事業承継・M & A、海外進出等の支援を中心とするソリューション業務にも積極的に取り組み、多様化するお客さまのニーズにお応えしております。

ロ. 金融経済の環境

当期のわが国経済は、前半は米中貿易摩擦などの海外情勢の不透明感から緩やかな回復基調で推移しましたが、後半は消費税の増税、天候不順に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界的に経済活動や人の往来が制限されたことで、輸出や生産は一気に減速しました。個人消費も、消費増税に加えて感染拡大防止を目的とした自粛ムードが高まったことでサービス消費を中心に落ち込みがみられました。

当行の主要な営業基盤である岐阜・愛知両県におきましても、2020年2月以降の新型コロナウイルスの感染拡大により、輸出、生産、さらには個人消費も急速に下押しされました。

ハ. 事業の経過及び成果

こうした金融経済の環境のなか、当行は2017年4月より『第14次中期経営計画』 All For Your Smile こころにひびくサービスを～2nd Stage～」をスタートさせ、「お客さまおよび地域経済の成長への貢献」と「地域を支えるため安定性・永続性のある収益構造」が好循環するビジネスモデルへの変革をはかり、「お客さまから必要とされ、お客さまとともに成長する金融グループ」を目指して、主に以下の施策に取り組みました。

(グループ多角化戦略)

東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社との包括的業務提携の第一弾の施策として、2019年6月に岐阜県内4店舗体制にて十六TT証券株式会社を開業しました。当行グループの一員として、地域に根差した証券会社を目指し、お客さまのニーズに合わせた多様で良質な金融商品・サービスを提供しております。

(デジタル戦略)

2019年12月にスマートフォン専用アプリ「Wallet+（ウォレットプラス）」の提供を開始し、Fin Techサービスの連携による新しいマネーサービスを実装しました。20代から40代を中心とした当行のお客さまの利用者数は順調に増加し、ダウンロード件数は2020年3月末現在、3万件を超えております。

(リテール戦略)

相続・資産承継分野における取組みとして、2019年10月より、じゅうろく遺言代用信託「想族あんしんたく」の取扱いを開始しました。信託財産の受取人に親族だけでなく、「岐阜県」、「岐阜県内40市町村」、「岐阜大学」等の提携先を指定することができることが特徴で、地方創生の新たなスキーム・プラットフォームを提供しております。



想族あんしんたく締結式



(事業者のライフステージに応じたソリューション)

起業・創業分野では野村證券株式会社、有限責任監査法人トーマツと連携したベンチャー支援ネットワーク「NOBUNAGA 21」を通じて、2000年より継続してベンチャー支援に取り組んでおります。

2020年2月にはナゴヤイノベーションズギャラリーにおいて、新たなビジネス創出を目指したNOBUNAGA21「Firstピッチ」を開催し、起業家・ベンチャー企業と地域の事業者さまとの出会いの場を提供しました。

事業承継・M&A分野では、全役職員が経営承継への課題解決に必要な知識を習得できるよう人材育成に努め、法人営業部内の「経営承継支援室」と連携して、企業経営者さまの悩みに寄り添い、サポートを行っております。



NOBUNAGA 21

(地域貢献活動)

事業活動と合わせて、様々な地域貢献活動や環境面の取組みを通じて、持続可能な地域社会づくりに取り組んでいます。2019年11月には、岐阜県、東京海上日動火災保険株式会社と協働し、当行名古屋ビル内や公開空地を活かしたイベント「ぎふホストタウン祭&観光・物産フェアin名古屋」を開催し、地元のみならずとともに地域の魅力を発信しました。

じゅうろくの森“みたけ”における森林づくりの活動や、環境に配慮し、紙の通帳を発行しない無通帳口座（愛称：eco楽）の取扱い開始等の環境活動が岐阜市より評価され、2019年11月に岐阜市環境活動顕彰にて表彰されました。



ぎふホストタウン祭&観光・物産フェアin名古屋

(店舗網)

店舗につきましては、当期中に異動はなく、国内149本支店・12出張所・1付随業務取扱事務所、海外4駐在員事務所であります。

住宅ローン等の相談業務を行うローンサービスセンターにつきましては16か所、店舗外現金自動設備につきましては240か所となりました。

A T Mネットワークにつきましては、三菱UFJ銀行・名古屋銀行・百五銀行・愛知銀行・岐阜県下JAバンク・岐阜県内6信用金庫など、15の金融機関と無料相互開放を実施しております。また、セブン銀行・イーネット・ローソン銀行・イオン銀行・ゆうちょ銀行との提携を実施しております。

第14次中期経営計画の最終年度において、株主のみならずをはじめお客さまのご支援のもと、このような施策に対して全役職員が業務に邁進した結果、当年度の業績につきましては、以下の通りとなりました。

(預金等（譲渡性預金含む）、貸出金)

「お客さまから必要とされ、お客さまとともに成長する金融グループ」としての責任を果たすべく、お客さま本位の良質なサービスの提供に努めてまいりました。

2020年3月末の預金等残高は、個人向け預金の増加を主因として、前期比1,039億円増加し、5兆6,837億円となりました。

また、個人年金保険、投資信託などの幅広い商品を取りそろえ、個人のお客さまの多様なニーズにお応えした結果、預金等を含めた個人預り資産残高は、前期比1,125億円増加し、4兆6,565億円となりました。

貸出金につきましては、地域のお客さまに対する安定的な資金供給に取り組み、住宅ローンを中心とする個人ローンの増加などにより、前期比440億円増加し、4兆3,767億円となりました。

この結果、預金等残高および貸出金残高の合計額は10兆円を超え、地域での存在感はますます高まりました。

(有価証券)

有価証券につきましては、市場環境の変化に柔軟に対応しつつ、リスクとリターンのバランスが保たれるポートフォリオを構築し、中長期的に総合損益の拡大を目指すという基本方針のもと、適切な運用に努めてまいりました。

この結果、2020年3月末の有価証券残高は、前期比876億円減少の1兆2,629億円となりました。

(損益)

経常収益は、有価証券利息配当金の増加などにより資金運用収益が増加したことに加え、法人ソリューションフィーの増加などにより役務取引等収益が増加したことなどから、前期比1億21百万円増加の766億72百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用の減少に加え営業経費が減少したことなどから、前期比37億80百万円減少の581億64百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比39億2百万円増加の185億8百万円、当期純利益は前期比27億56百万円増加の127億33百万円となりました。

当行グループの連結経常収益は、前期比24億80百万円増加の1,068億60百万円、連結経常費用は前期比7億40百万円減少の873億62百万円となりました。

この結果、連結経常利益は前期比32億20百万円増加の194億97百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は22億4百万円増加の128億62百万円となりました。

マイナス金利政策が長期化するなど金融機関にとっては厳しい環境が続いておりますが、第14次中期経営計画に基づいて業務改革に取り組んでまいりました結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2期連続の増益となりました。

二. 当行が対処すべき課題

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界がこれまでにないような危機に直面しています。この困難を乗り越えるために、当行グループは、お客さまや役職員の健康と安全確保を最優先事項に位置付け、これまで培ってきた経験とノウハウを活かし、地域やお客さまと今まで以上に向き合い、必要とされる金融サービスを可能な限り提供するよう最善を尽くしております。

また、今般の危機への対応を契機に、私たちの日常のみならず社会全体が急速に、かつ大きく変わりつつあります。さらには、地域経済は、人口減少や高齢化の進行と産業構造の変化や事業承継・後継者問題を背景とする企業数の減少により、将来的な市場規模の縮小が懸念されています。

こうした環境変化は、地域やお客さま、当行グループが覚悟をもって対峙しなければならない事実であり、明るい未来に向け適切に対処していかなければなりません。

当行グループがこれからも地域にあり続け、地域とともに成長していくためには、経営理念の第一に掲げる「お客さまと地域の成長や豊かさの実現」に向け、当行グループが地域とひとつになり、主体的に貢献する意欲と姿勢をもって行動することが求められています。

この経営理念の実現に向けて、当行グループは、本年4月から「第15次中期経営計画～未来へつなぐエンゲージメント～」をスタートさせました。

本計画では、2027年の創立150周年を見据え、「ともに地域の未来を創造し、ともに持続的な成長を遂げる総合金融グループ」を長期ビジョンとして掲げております。

長期ビジョンを実現するために、この3年間は「営業変革」、「業務・チャネル変革」、「人材・組織変革」の3つの変革を遂行することでビジネスモデルの転換をはかるとともに、お客さまや地域と向き合い、寄り添い、ともに行動することで共通価値を創造してまいります。

また、本年2月に公表した「十六銀行グループSDGs宣言」のもと、グループ全体でSDGsの推進に取り組むことで、地域の未来を創造することに貢献し、ともに持続可能な社会の実現を目指してまいります。

こうした取組みを通じて、新型コロナウイルス感染症の拡大による危機を乗り越え、お客さまと地域の成長や豊かさの実現と、当行グループの一層の企業価値の向上に努め、お客さま、株主のみなさまをはじめとする全てのステークホルダーの方々のご期待にお応えしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも格別のご支援賜りますようお願い申し上げます。

② 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	53,525	54,541	55,042	56,257
定期性預金	23,882	22,878	21,617	20,545
その他	29,642	31,662	33,424	35,711
社 債	100	—	—	—
貸 出 金	40,404	42,335	43,327	43,767
個人向け	13,928	15,381	16,352	17,200
中小企業向け	16,827	17,257	16,728	15,898
その他	9,648	9,696	10,247	10,668
商 品 有 価 証 券	7	5	3	4
有 価 証 券	13,429	13,046	13,505	12,629
国 債	4,456	3,993	3,493	1,811
その他	8,973	9,053	10,011	10,817
総 資 産	59,867	60,397	63,171	64,217
内 国 為 替 取 扱 高	334,734	337,629	340,354	344,921
外 国 為 替 取 扱 高	3,402 ^{百万ドル}	3,349 ^{百万ドル}	3,635 ^{百万ドル}	3,173 ^{百万ドル}
経 常 利 益	11,998 ^{百万円}	12,226 ^{百万円}	14,606 ^{百万円}	18,508 ^{百万円}
当 期 純 利 益	9,182 ^{百万円}	9,333 ^{百万円}	9,977 ^{百万円}	12,733 ^{百万円}
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	245.72 ^{円 銭}	249.71 ^{円 銭}	267.08 ^{円 銭}	340.78 ^{円 銭}

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2017年10月1日付で、普通株式10株につき1株の割合で株式併合しております。2016年度の期首に株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

事業報告

(ご参考)企業集団の財産及び損益の状況

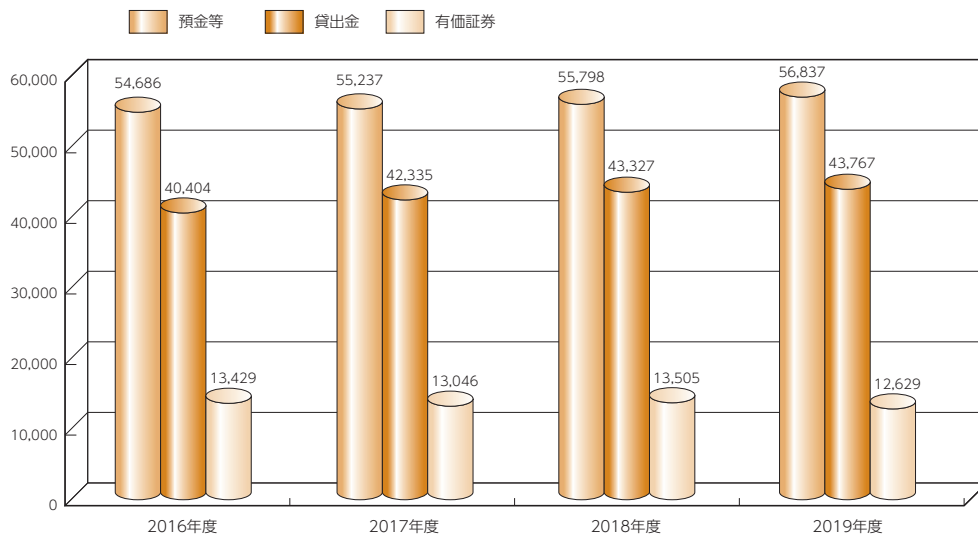
(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	1,257	1,047	1,043	1,068
経常利益	145	139	162	194
親会社株主に帰属する 当期純利益	100	99	106	128
純資産	3,473	3,612	3,701	3,664
総資産	60,383	60,965	63,691	64,724

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 従来「その他の経常収益」に計上しておりました保険の受取配当金の一部については、当連結会計年度より「役務取引等費用」及び「営業経費」に計上しており、前連結会計年度の計数の組替えを行っております。

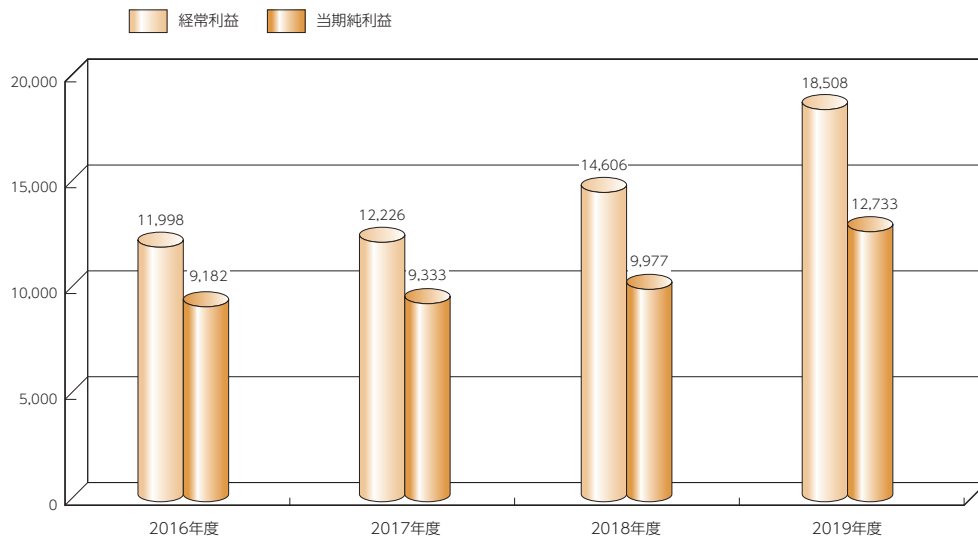
預金等・貸出金・有価証券の推移

(単位：億円)



経常利益・当期純利益の推移

(単位：百万円)



③ 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	2,813人	2,987人
平 均 年 齢	42年 1 月	41年 5 月
平 均 勤 続 年 数	19年 2 月	18年 6 月
平 均 給 与 月 額	383千円	379千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

④ 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
岐 阜 県	105店 うち出張所 (11)	105店 うち出張所 (11)
愛 知 県	53 (1)	53 (1)
三 重 県	1 (ー)	1 (ー)
東 京 都	1 (ー)	1 (ー)
大 阪 府	1 (ー)	1 (ー)
合 計	161 (12)	161 (12)

- (注) 上記のほか、当年度末において付随業務取扱事務所を1か所（前年度末1か所）、海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、店舗外現金自動設備を240か所（前年度末248か所）、そのほかに、イーネット参加銀行と共同で12,349か所（前年度末12,377か所）、セブン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で23,389か所（前年度末23,367か所）、ローソン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で13,330か所（前年度末13,441か所）の店舗外現金自動設備を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 当年度において店舗外現金自動設備をアスティ大垣（岐阜県大垣市）、垂井町役場（岐阜県不破郡垂井町）の2か所新設いたしました。また、イーネット参加銀行と共同で296か所、セブン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で948か所、ローソン銀行ならびに同行との提携銀行と共同で556か所の店舗外現金自動設備を設置いたしました。

⑤ 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,261
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

⑥ 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 業務内容	設 立 年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
十六ビジネスサービス株式会社	岐阜市中竹屋町34番地	事務受託業務	1979年 1月16日	百万円 10	100.00 %	—
株式会社十六総合研究所	岐阜市神田町7丁目12番地	調査・研究 業務	2013年 6月28日	50	100.00	—
十六TT証券株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	金融商品 取引業務	2018年 4月24日	3,000	60.00	—
株式会社十六カード	岐阜市神田町7丁目12番地	クレジット カード業務	1982年 8月13日	55	49.77	—
十六リース株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	リース業務	1975年 3月11日	102	36.28	—
十六コンピュータサービス株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	コンピュータ 関連業務	1985年 8月1日	245	43.03	—
十六信用保証株式会社	岐阜市神田町7丁目12番地	信用保証業務	1979年 5月23日	58	49.83	—

- (注) 1. 当行の連結対象子会社等は、上記7社であります。
当期の連結経常収益は106,860百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は12,862百万円であります。
2. 2019年6月3日付で十六TT証券株式会社の株式を取得し、子会社といたしました。
3. 子会社等の資本金は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
4. 当行が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

⑦ 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

⑧ その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

① 会社役員の状態

（2019年度末現在）

氏 名	地位及び担当	重 要 な 兼 職	そ の 他
村 瀬 幸 雄	(代 表 取 締 役) 取 締 役 頭 取	岐阜商工会議所 会頭	
池 田 直 樹	(代 表 取 締 役) 取 締 役 副 頭 取 (秘書室・経営管理部 担当)		
廣 瀬 公 雄	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (リスク管理部・企業支援部・ 事務部・監査部 担当)		
秋 葉 和 人	取 締 役 常 務 執 行 役 員 (経営企画部・業務改革部・市場証券部・ 地方公共団体：岐阜県・岐阜市 担当)		
白 木 幸 泰	取締役常務執行役員営業統括本部長 (営業統括本部・個人営業部・法人営業部・ 公務営業部・愛知営業本部 担当)		
石 黒 明 秀	取 締 役 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長		
三 島 真	取 締 役 執 行 役 員 事 務 部 長		(注) 3
久 米 雄 二	取 (社 外 取 締 役) 締 取 締 役	株式会社トーエネック 相談役 株式会社名古屋証券取引所 社外取締役	(注) 1
浅 野 紀久男	取 (社 外 取 締 役) 締 取 締 役	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長	(注) 1
岩 田 浩 二	常 勤 監 査 役		
石 川 直 彦	常 勤 監 査 役		
河 野 英 雄	監 (社 外 監 査 役) 監 査 役	名古屋鉄道株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外取締役	(注) 1
石 原 真 二	監 (社 外 監 査 役) 監 査 役	石原総合法律事務所 所長 株式会社オータク 社外取締役 (監査等委員) 矢作建設工業株式会社 社外取締役	(注) 1

(注) 1. 取締役久米雄二氏および浅野紀久男氏ならびに監査役河野英雄氏および石原真二氏につきましては、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

2. 当事業年度中に辞任した取締役は次のとおりであります。

氏 名	辞任時の地位	辞 任 日
太 田 裕 之	取 締 役 専 務 執 行 役 員	2019年6月2日

3. 2019年11月1日付で次のとおり取締役の地位及び担当の異動がありました。

氏 名	地 位 及 び 担 当											
	新						旧					
三 島 真	取	締	役	務	執	行	取	締	役	務	執	行
	事					部	り	ス	ク		管	理
						員					部	員
						長					長	

4. 当行は執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は次のとおりであります。

氏 名	地 位	担 当
所 孝 一	常 務 執 行 役 員	愛知営業本部長兼営業統括副本部長
奥 田 勝 彦	常 務 執 行 役 員	営 業 統 括 副 本 部 長
藤 井 茂 樹	執 行 役 員	本 店 営 業 部 長
大 野 悦 朗	執 行 役 員	企 業 支 援 部 長
杉 野 裕 晃	執 行 役 員	大 垣 支 店 長
山 下 明 人	執 行 役 員	岡 崎 支 店 長
新 実 努	執 行 役 員	名 古 屋 営 業 部 長
楠 井 宏 和	執 行 役 員	経 営 管 理 部 長

② 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	11人	354 (103)
監 査 役	4人	48 (—)
計	15人	402 (103)

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第244期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および2019年6月2日をもって辞任した取締役1名を含んでおります。
2. 報酬等の()内は、確定金額報酬以外の金額(内書き)であります。
3. 確定金額報酬は、2013年6月27日開催の第238期定時株主総会において、取締役は年額330百万円以内、監査役は年額80百万円以内と決議されております。
4. 取締役の報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬80百万円、株式報酬型ストック・オプション報酬23百万円を含めております。なお、業績連動型報酬の報酬枠(当期純利益水準に応じて最大100百万円)および株式報酬型ストック・オプションの報酬枠(年額80百万円以内)は、2013年6月27日開催の第238期定時株主総会において決議されております。

③ 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
(社外取締役) 久 米 雄 二	会社法第423条第1項に基づく損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項第1号ハに定める額を責任限度額とする契約を締結しております。
(社外取締役) 浅 野 紀久男	
(社外監査役) 河 野 英 雄	
(社外監査役) 石 原 真 二	

3 社外役員に関する事項

① 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
(社外取締役) 久 米 雄 二	株式会社トーエネック 相談役 株式会社名古屋証券取引所 社外取締役
(社外取締役) 浅 野 紀久男	明治安田ビルマネジメント株式会社 代表取締役社長
(社外監査役) 河 野 英 雄	名古屋鉄道株式会社 相談役 中部日本放送株式会社 社外取締役
(社外監査役) 石 原 真 二	石原総合法律事務所 所長 株式会社オータケ 社外取締役 (監査等委員) 矢作建設工業株式会社 社外取締役

(注) 社外役員が兼職している他の法人等と当行との間には、特別な関係はありません。
なお、株式会社トーエネック、名古屋鉄道株式会社および矢作建設工業株式会社と当行の間には、一般の取引と同様の条件による貸出取引があります。

② 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
(社外取締役) 久 米 雄 二	2018年6月22日 ～ 2020年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに出席しました。	民間企業での経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営全般に対して発言を行いました。
(社外取締役) 浅 野 紀久男	2019年6月21日 ～ 2020年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち在任期間中の9回すべてに出席しました。	金融関連分野における豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営全般に対して発言を行いました。
(社外監査役) 河 野 英 雄	2016年6月24日 ～ 2020年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回すべてに出席しました。	民間企業での経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当行の経営全般に対して発言を行いました。
(社外監査役) 石 原 真 二	2018年6月22日 ～ 2020年3月31日	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回すべてに、また、当事業年度開催の監査役会12回のうち12回すべてに出席しました。	弁護士としての豊富な経験、幅広い知識と高い見識から、当行の経営全般に対して発言を行いました。

③ 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5人	21	—

(注) 上記には、2019年6月21日開催の第244期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

④ 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

① 株 式 数	発行可能株式総数	46,000千株
	発行済株式の総数	37,924千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

② 当年度末株主数	19,036名
-----------	---------

③ 大 株 主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口)	2,698 千株	7.22 %
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社 (信託口9)	1,483	3.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,312	3.51
十六銀行従業員持株会	1,104	2.95
株式会社三菱UFJ銀行	1,019	2.72
フジパンググループ本社株式会社	959	2.56
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	949	2.54
明治安田生命保険相互会社	925	2.47
東京海上日動火災保険株式会社	592	1.58
セイノーホールディングス株式会社	559	1.49

(注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式 (555千株) を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 園生裕之 指定有限責任社員 鈴木晴久 指定有限責任社員 家元清文	65	(報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積根拠などが適切であるかについて確認し検討を行った結果、会計監査人の報酬の額について同意いたしました。

(注) 1. 上記監査法人に当行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、78百万円であります。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬額を含めております。

② 責任限定契約

該当事項はありません。

③ 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合には、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(单位:百万円)

科 目		金 額
(負債の部)		
預	金	5,625,738
当普貯通定そ	金	363,442
讓売債借	金	2,995,874
外	金	92,737
そ	金	35,039
	金	2,054,563
	金	84,080
	金	58,050
	金	140,754
	金	15,152
	金	186,470
	金	186,470
	金	981
	金	804
	金	176
	金	18,717
	金	139
	金	3,137
	金	1,489
	金	1,736
	金	2,571
	金	6,252
	金	1,369
	金	219
	金	1,801
	金	1,164
	金	6,142
	金	437
	金	693
	金	9,175
	金	7,083
	金	16,839
	金	6,087,401
(純資産の部)		
資	金	36,839
資	金	47,828
利	金	47,815
	金	13
	金	197,498
	金	20,154
	金	177,343
	金	0
	金	162,700
	金	14,643
	金	△1,553
	金	280,612
	金	39,799
	金	△174
	金	13,925
	金	53,550
	金	160
	金	334,323
	金	6,421,725

第245期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経 営 資 産	当利	54,820	76,672
	配当	39,137	
	利息	15,290	
	受取	1	
	引当	225	
	金受	165	
	手配	16,119	
	業務	4,674	
	買収	11,444	
	却還	3,708	
	償還	666	
	取立	2,983	
	却立	57	
	費用	2,025	
経 営 資 産	経費	4	58,164
	達達	1,524	
	達達	101	
	達達	395	
	達達	2,853	
	達達	642	
	達達	15	
	達達	△7	
	達達	1,940	
	達達	5	
	達達	223	
	達達	8	
	達達	25	
	達達	5,495	
	達達	889	
経 営 資 産	達達	4,606	18,508
	達達	2,740	
	達達	17	
	達達	1,565	
	達達	501	
	達達	114	
	達達	542	
	達達	42,033	
	達達	5,041	
	達達	3,140	
	達達	326	
	達達	1,089	
	達達	485	
	達達		
	達達		
経 営 資 産	達達		217
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
経 営 資 産	達達		18,294
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
経 営 資 産	達達		5,561
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
経 営 資 産	達達		12,733
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		
	達達		

連 結 計 算 書 類

第245期末(2020年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
現 金 預 け 金	632,783
商 品 有 価 証 券	407
金 銭 の 信 託	8,511
有 価 証 券	1,251,602
貸 出 金	4,345,573
外 国 為 替	7,979
リース債権及びリース投資資産	59,218
そ の 他 資 産	99,248
有 形 固 定 資 産	62,333
建 物	11,729
土 地	45,783
リ ー ス 資 産	0
建 設 仮 勘 定	2
その他の有形固定資産	4,817
無 形 固 定 資 産	8,625
ソ フ ト ウ ェ ア	3,196
ソフトウェア仮勘定	43
の れ ん	4,550
その他の無形固定資産	835
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,332
繰 延 税 金 資 産	852
支 払 承 諾 見 返	17,028
貸 倒 引 当 金	△24,043
資 産 の 部 合 計	6,472,453

科 目	金 額
(負債の部)	
預 金	5,610,659
譲 渡 性 預 金	38,050
売 現 先 勘 定	140,754
債券貸借取引受入担保金	15,152
借 用 金	208,420
外 国 為 替	981
そ の 他 負 債	50,284
賞 与 引 当 金	1,459
役 員 賞 与 引 当 金	24
退 職 給 付 に 係 る 負 債	6,353
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7
睡眠預金払戻損失引当金	437
偶 発 損 失 引 当 金	918
特 別 法 上 の 引 当 金	1
繰 延 税 金 負 債	8,433
再評価に係る繰延税金負債	7,083
支 払 承 諾	17,028
負 債 の 部 合 計	6,106,050
(純資産の部)	
資 本 金	36,839
資 本 剰 余 金	51,435
利 益 剰 余 金	211,678
自 己 株 式	△1,553
株 主 資 本 合 計	298,399
その他の有価証券評価差額金	39,918
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△174
土 地 再 評 価 差 額 金	13,925
退職給付に係る調整累計額	△1,997
その他の包括利益累計額合計	51,671
新 株 予 約 権	160
非 支 配 株 主 持 分	16,171
純 資 産 の 部 合 計	366,403
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,472,453

第245期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		106,860
資金運用収益	54,762	
貸出金利息	39,182	
有価証券利息配当金	15,171	
コールローン利息及び買入手形利息	1	
預け金利息	226	
その他の受入利息	180	
役務取引等収益	21,447	
その他の業務収益	28,561	
その他の経常収益	2,088	
償却債権取立益	25	
その他の経常収益	2,063	
経常費用		87,362
資金調達費用	2,932	
預金利息	641	
譲渡性預金利息	14	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△7	
売現先利息	1,940	
債券貸借取引支払利息	5	
借入金利息	294	
その他の支払利息	43	
役務取引等費用	5,644	
その他の業務費用	24,787	
営業経費用	48,410	
その他の経常費用	5,587	
貸倒引当金繰入額	3,682	
その他の経常費用	1,905	
経常利益		19,497
特別利益		2
固定資産処分益	2	
特別損失		225
固定資産処分損失	90	
減損損失	133	
金融商品取引責任準備金繰入額	1	
税金等調整前当期純利益		19,274
法人税、住民税及び事業税	6,072	
法人税等調整額	△13	
法人税等合計		6,059
当期純利益		13,215
非支配株主に帰属する当期純利益		353
親会社株主に帰属する当期純利益		12,862

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 十 六 銀 行
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 園 生 裕 之 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 晴 久 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 家 元 清 文 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社十六銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第245期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月18日

株式会社 十 六 銀 行
取 締 役 会 御 中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ツ

名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 園 生 裕 之 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 晴 久 ㊞
業 務 執 行 社 員指定有限責任社員 公認会計士 家 元 清 文 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社十六銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社十六銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第245期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を確認いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

株式会社 十六銀行 監査役会

常勤監査役 岩 田 浩 二 ㊟

常勤監査役 石 川 直 彦 ㊟

社外監査役 河 野 英 雄 ㊟

社外監査役 石 原 真 二 ㊟

以 上

メ ㇿ

株主総会開催場所ご案内略図



交通	JR東海道本線		
	岐阜駅	徒歩 約10分	場 所 〒500-8516 岐阜市神田町8丁目26番地 株式会社 十六銀行 本店3F会議室 TEL 058-265-2111 (代表)
	名鉄名古屋本線、名鉄各務原線		
	名鉄岐阜駅	徒歩 約2分	
	名鉄岐阜バス 各停留所	徒歩 約2~3分	

- ・ 本年は、株主さまへの**お土産の配布、飲食物のご提供は取りやめ**させていただきます。
- ・ 多くの株主さまが集まれる株主総会は、新型コロナウイルス集団感染のリスクがあります。感染回避のため、事前に郵送、インターネットにて議決権を行使いただき、総会への**ご来場につきましては自粛**をご検討ください。
- ・ 株主さまの体調によりましては、係の者がお声をかけさせていただくなど、感染拡大防止のための措置を講じさせていただくことがございますので、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



環境に配慮した植物油インキを使用しています。